「九条の会」 ニュース 2014年1月発行・東久留米「九条の会」

第48号 代表者 古田足日・連絡先 鈴木161 042-473-9489 http://members3.jcom.home.ne.jp/higashikurume9/ ール:higashikurume9@jcom.home.ne.jp

中

遠

朝鮮との

歴史の

事

実

東久留米「九条の会」

日本国憲法 第9条

①日本国民は、正義と秩序を基調と 際平和を誠実に希求し、国権 の発動たる戦争と、武力による威嚇 又は武力の行使は、国際紛争を解決 する手段としては、永久にこれを放 棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空 軍その他の戦力は、これを保持しな 国の交戦権は、これを認めない

のこと。 発声練習、 してくれて毎日 ただき「リ 古田さんの にこやかな表情で出迎えてい 歯医者さんなどが訪問 ハビリやマッサージ、 一大きい 埋まっている」

お話し さな2年生」がアニメ化され、 こと、古田さんの今後の計画など、 月公開予定とのこと。 いただきました。 安倍内閣 1年生と小 3

検索

訪 東 問 工

たか。それが又ひ孫の世代に及ぶ、 という言葉にどれだけ傷つけられ

学者の古田足日さんを事務局が訪 久留米九条の会代表で児童文 感じます。今は小さく見えていて ともある も思いがけず大きな現象になるこ そういうところにそら恐ろしさを

教科書を統制していく事と、 つ教育委員会をつぶしていこ Ł

7

そ



た ている。 て 道 ようと 育 5 を 強 徳 0)

تع ŧ 0)

頃は修身といいました。 な所で、 にはいい事も書いてあるから大き だまされてしまう。 ある部分

そら恐ろしい 、安倍· 内 閣

子どもたちに伝えたいこと

ら中国との戦争、どんどん戦争が うことを言ってる。 うとしている。 年だった。 広がっていった時代で僕も軍 僕らの生きた時代は満州事変か 同じことを安倍がやろ 安倍は愛国心と言 僕らは愛国心 · 国少

> 害の 一歴史をきちんと見る

加

があっ はないか。 れてきたのは、 高 たと思います。 これまで憲法九条が守 人一人の 玉 国民 民 0) 戦 の 争体験 問題で わ 振

5

そうなったのか、 なくなるわけだし、 という体験。 でつらかった、 体験者はだんだん ひどい目にあっ という所まで考 それが、 なぜ

みんながもっと声を上げる体制を けないということと、 民がもっと考えていかなけ 後もっとあって良かった。 ちんと見ていこう、というのが戦 だまされる自分であってはダメな えてこなかった。 かそこまで行かなかった。 んだと思います。 いうのはおかしいと思うんです。 た」という言葉がよく言われまし 「だから自分は悪くなかった」 戦後になって、 僕はその言葉が嫌いでし の戦争のことで言えば、 それをもっとき 「だまされ もう一つ、 れば 僕達 なか アメ 7

リカ、 を侵略していた。 略したように、 れ れないものか、と考えています。 り返れていません。 イギリスなどがアジアを侵 尖閣諸島の 日本も中 そこをきちんと 問題で国を守 愛国心が 崽

るという事で国防軍を作れとかいうことになりかねない。憲法の信頼にたって武力ではなくての信頼にたって武力ではなくて外交で解決すると書いています。

田中正造のこと

田中正造と言う人が昔いて、 天皇に直訴を出したんです。足 尾銅山の鉱毒に反対する事から 尾銅山の鉱毒に反対する事から がまって、渡良瀬遊水池を国が 作ろうとする。すると谷中村が 水没する事になる。それに反対 を続けていくわけです。田中正 造は「国とは何か」と言うこと を言ってる「国とは国民なん じゃないか」と。田中正造の本 はだいぶ出て、子ども向けのも のも出ています。学校や図書館 でも普及してほしいです。

ていたんですが、僕は今電話もの会でも声明を出そうかと言っ

えてきたわけなんです。短編集書く、ということをやろうと考

よかった、

わかりやすかった、

出来ない状態で、出来ませんでしたが、あれだけ反対の声が上がりましたね。僕のように上げがりましたね。僕のように上げがりましたが。今後のために、今もいますが。今後のために、今もいろいろ話し合っている人と

今後の計画

自分の仕事で、きちんとやってこなかったと思うことがあって、気がつくのが遅かった。 こ十年来考えてきたんですが、 三十年来考えてきたんですが、 三十年来考えてきたんですが、 三十年来考えてきたんですが、 を立学という長編小説集を出そ うと考えたわけなんです。韓国 に三一独立運動というのがあり に三一独立運動というのがあり に三一独立運動というのがあり にとした長編児童小説としてそんとした長編児童小説としてそれを書くものがほしい、朝鮮韓

> はうまくいったんですが、長編 集が、ある程度すすむかどう か。そして人に書け書けと言う ないんです。短いものでも書き ないんです。短いものでも書き

学習会報告

―憲法の語り部となろう―集団的自衛権と憲法9条



金子勝 教授

2013年11月10日(日)東久留米市立中央図書館視聴覚 東への道」上映と、立正大学教 争への道」上映と、立正大学教 りの金子勝さんを講師にお招き し、学習会を開催しました。

かったと感想が寄せられました。釈の話、初めて聞いておもしろはった。

◆新たな「改憲情勢」 (以下学習会内容の要約です)

衆参両院で改憲派が総議員の 3分の2以上の議席を占めました。このことは日本国憲法の歴 た。このことは日本国憲法の歴 す。それによって、日本国憲法 の現実的危機が出現しました。 今後、衆議院は「安倍連立内閣」 今後、衆議院は「安倍連立内閣」 を国民の力で解散に追い込まな い限り3年間総選挙はありませ ん。改憲派は「黄金の3年間」 を獲得しました。

を実現する法律を制定して、日 自民党はこの「黄金の3年間」 を利用し、一方では改憲を実現 を利用し、一方では改憲を実現 で自民党が で自民党が で自民党が で日本国憲法改正草案」の内容 で日本国憲法改正草案」の内容

本国憲法を休止させようとしています。さらに2016年にはいます。「異な憲の実現を狙っています。「集団的自衛権」を行使できるようにして、それを実行できるようにする「国家安全保障基本法」を制定しようとしているの一環です。

◆集団的自衛権が生まれた理由

を提案し、 が現れました。 り、国際連合への不参加の動き 援助義務」は、 際連合が発足すると、常任理事 連合憲章が調印されました。 は、国際連合憲章第51条の「案 国の一つが反対すると、「相 会議が開かれ、 ランシスコで「連合国」の全体 945年4月25日、 合意されました。 そこでアメリカ 発動できなくな 6月25日、 サンフ 国際 玉 Ħ.

国際連合加盟国に対して武力攻「この憲章のいかなる規定も、連憲章第51条の次の規定です。

撃が発生した場合には、安全保 管理事会が国際の平和及び安全 の間、個別的又は集団的自衛の の間、個別的又は集団的自衛の ある。

▼日本国憲法「第九条」の構造

戦争は通常、対立する当事者間の政治交渉で問題が解決しようといときに、武力で解決しようとして始められるものですから、他国との戦争は、そのすべてが他国との戦争は、そのすべてが。

その他の軍事活動の放棄』が明いて『すべての戦争とすべての「第一項」にお

う国権の発動たる戦争も、非合きの選告―「宣戦布告」として行を通告―「宣戦布告」として行を通告―「宣戦布告」として行を通告―「宣戦布告」として行います。即ち、自衛戦記されています。即ち、自衛戦

法的な、相手に戦争を通知しないで行う国権の発動たる戦争もいで行う国権の発動たる戦争を が棄しています。侵略戦争を導 で武力(兵士と武器)による威嚇」 と「武力の行使」も放棄してい と「武力の行使」も放棄してい

これに対し、日本国政府の見解は、他国から攻撃を受けたら反撃は当然だから、「国際紛争反撃は当然だから、「国際紛争を解決する手段」としての戦争を解決する手段」としての戦争を解決する手段」としての戦争があいるい。

争はなくならないのです。「自衛戦争を禁止しないと戦を生み出す『打ち出の小槌』でを生み出す『打ち出の小槌』で

「第九条」の「第二項」にお

いて、その『前段』では、すべいて、その『前段』では、まる成場」と「武力の行使」による威嚇」と「武力の行使」を実行できないようにするため、「陸海空軍という戦力」と「その他の戦力」の保持を禁止しています。

る。自衛隊は、それを超えな 限度を超える実力」であり、そ とは、「自衛のため必要な最 国の「戦力」は該当しない。 できない「戦力」とは、 菌兵器」でも保持できる。 あるならば「核兵器」でも「 ための必要最小限度の範囲内で 実力だから合憲である。 れを超えない実力は保持でき 日米軍は憲法違反でない。 戦力」のことであるから、外 日本国政府の解釈は、 「戦力 自衛 日本の

戦権」を否定しています。 国できないようにするために「交嚇」及び「武力の行使」を実行争」とすべての「武力による威争」とすべての「武力による威

法は、 衛権」を放棄しています。 否定されているから、 家の「武装権」と「戦争権」は、 「自衛権」と「集団的自 日本国憲

下では、行使できない。 撃と無関係な攻撃に対処するも と集団的自衛権を保有している のであるので、日本国の憲法の 内閣 集団的自衛権は、 の解釈は、 日本は自衛権 日本の攻

です。 しには、 法「第9条」を破壊することな 国家の権利)による日本の防衛 衛権」(外交で自国を防衛する 団的自衛権の行使は、 自衛権と区別された「外交防 日本国憲法の立場です。 行うことができないの 日本国憲 集

の行使の形態 ◆安倍政権の狙う集団的自衛権

をともにする他国部隊への サイルの迎撃。 ①公海上での米艦船への攻撃へ ②米国に向かう弾道ミ ③国際平和活動 駆

攻撃を加える国があるのか。

あ

を立ち上げることです。

(金子勝教授講演より)

•

0) 集団的自衛権の行使に導くため は、①と②で、 安倍政権が最も求めているもの に参加する他国 けつけ警護」。④国際平和活動 囮です。 ③と④は国民を への後方支援。

に近い。 進む。 い。 0) 米艦船が攻撃を受けても、 るのは、 に対処するために、 ①現代の艦船は、 艦船が反撃することは不可能 以上の2類型の問題点は 日米両国の艦船が並走す 集団的自衛権は使えな ほとんどない。従って 潜水艦の 散らばって 日本 攻撃

使えない。 言われている。 搭載可能となってからのことと ブロック2A」がイージス艦に 開発中の迎撃ミサイル「SM3 迎撃する手段は、まだ存在して ②米国に向かう弾道ミサイルを いない。それが可能となるのは 集団的自衛権は

> まかして集団的自衛権を使える ありえないことをあるようにご する国があるのか。現実的には アメリカに弾道ミサイルを発射 るいは、 ようにしている。 世界最強の軍隊を持つ

めの改憲を求めています。 す。また、「第9条」を潰すた を行使できるように求めていま るために、日本に集団的自衛権 日本を「米中戦争」に参戦させ の「米中戦争」を準備していて、 アメリカは、 台頭する中国と

◆憲法9条を守るためには

ください。 ①星の数ほどの学習会をもって

③世界最強の軍隊である米軍に しい。すべてをしらなくてもい ②みなさんが語り部となってほ がりをもつことが必要。 ③個人、団体、政党が横のつな を語って欲しい。 いから、自分の知っていること 憲法改定阻止国民会議」(仮称) そして

《平和を考える本

• • • •

『アハメドくんの のリレー』 鎌田 著 (集英社) い の ち



・敵兵に殺されたにもかかわら られるかもしれないと、作者 の精神があれば、 ず……。この《にもかかわらず》 提供して命を救った。息子を 心臓を、イスラエルの少女に 平和を願い続けたアハメドの 平和な世界を作ろうと考えた。 0) いで亡くなる人々を悼み、 育った。イスラエル軍との戦 チナ自治区の難民キャンプで は考える に陥った。父親は悩んだ末に、 ラエル兵に撃たれて脳死状態 かわりにギターを抱い そんな彼が、祭の日にイス アハメドは十二歳。 世界を変え パレス て、